

2026年3月9日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
品質管理本部長 松浦 義知企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から2026年1月9日に公表された企業会計基準公開草案第94号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準案」という。）等（以下、公開草案全体を指して「本公開草案」という。）に対して、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

## 記

**質問1（目的及び範囲に関する質問）**

法人税等会計基準案の目的及び範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

**質問2（用語の定義に関する質問）**

「課税対象利益」及び「課税対象利益を基礎とする税金」の定義に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

## 1. 連結財務諸表における取扱い

（コメント）

連結財務諸表における各税金の取扱いについて、連結財務諸表に計上された利益に由来するものかどうかにより「課税対象利益を基礎とする税金」に該当するかどうかを判断することになるという、連結財務諸表における観点の原則的な取扱いを明確にしていきたい。

(理由)

法人税等会計基準案第4項(1)では、「『課税対象利益』とは、課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるものをいう」とされている。また、法人税等会計基準案では、特に明示しない限り、個別財務諸表における会計処理及び開示を想定して定められており、連結財務諸表における会計処理及び開示は、個別財務諸表における会計処理及び開示に準じて行うとされているため(法人税等会計基準案第2-3項)、連結財務諸表においても、法人税等会計基準案第4項の定義に基づき課税対象利益を基礎とする税金に該当するか否かを判断することになると考えられる。

一方、例えば、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける外国子会社から受ける配当に係る外国源泉所得税の額が課税対象利益を基礎とする税金に該当するといえるかどうかについて、連結財務諸表の観点からは、当該外国源泉所得税の額は、連結財務諸表に計上された利益に由来するものと考えられるため、課税対象利益を基礎とする税金に該当すると考えられるとされている(法人税等会計基準案第40-22項)。

この点、上記の課税対象利益の定義では、連結財務諸表の観点から、連結財務諸表に計上された利益に由来するものかどうかで判断するか否か明確でないと考えられ、将来的に、連結財務諸表上の観点から、課税対象利益を基礎とする税金に該当するか否かを検討する必要性が生じる可能性があるため、連結財務諸表における観点の原則的な取扱いを明確にすることが、法人税等会計基準案の趣旨に沿うものと考えられる。

## 2. 外国子会社合算税制に関する取扱い

(コメント)

外国子会社合算税制に関する取扱いについて、法人税等会計基準案において改正を行う項目の対象外であることは理解しているものの、親会社の課税所得に合算される外国関係会社の所得が、親会社の個別財務諸表上「課税対象利益を基礎とする税金」に該当するという理解でよいか確認させていただきたい。

(理由)

外国子会社合算税制により、一定の要件を満たす外国関係会社の所得については、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2か月を経過する日(令和7年度税制改正の適用後は、4か月を経過する日)の親会社(内国法人)の各事業年度の益金として算入することとされている(租税特別措置法第66条の6)。

ここで、現行の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税等会計基準」という。)第5項では、「当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(注)については、次を除き、法令に従い算定し

た額（税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する法人税額及び地方法人税額を含む。）を損益に計上する」とされていたことから、親会社の個別財務諸表上、親会社の課税所得に合算された期において、「法人税、住民税及び事業税等」として計上していたものと考えられる。

この点、法人税等会計基準案第4項(1)では、「『課税対象利益』とは、課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるものをいう」とされており、また、同第5項では、当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金については、一定の場合を除き、納付済みの額に納付予定の額を加算した額を法令を適用して算定し損益に計上するとされている。しかしながら、外国子会社合算税制により、合算される外国関係会社の所得については、親会社の個別財務諸表上の税引前当期純利益に直接対応するものではないことから、実務上、法人税等会計基準案における「課税対象利益を基礎とする税金」に該当するかどうかの判断に迷うことが考えられる。

一方、補足文書（案）「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて（案）」第7項及び（表1）において、法人税法で規定されている税金は、課税対象利益を基礎とする税金に該当することが示されていることを踏まえると、親会社の課税所得に合算される外国関係会社の所得に対応する税金は「課税対象利益を基礎とする税金」に該当すると理解している。

このため、外国子会社合算税制に関する取扱いについて、法人税等会計基準案において改正を行う項目の対象外であることは理解しているものの、実務上の判断を明確にするためにも、上記の理解でよいか確認させていただきたい。

### 質問3（会計処理に関する質問）

法人税等会計基準案における会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

### 質問4（課税対象利益を基礎とする税金の表示に関する質問）

課税対象利益を基礎とする税金の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

3. 「法人税等合計」の表現の見直し  
(コメント)

企業会計基準適用指針公開草案第94号(企業会計基準適用指針第28号の改正案)「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(以下「税効果適用指針案」という。)[設例2]等で示されている「法人税等合計」という表現について、「税金費用合計」などの表現に見直すことをご検討いただきたい。

(理由)

法人税等会計基準案第9項において、法人税等会計基準案第5項、第5-3項及び第5-5項に基づき損益に計上する課税対象利益を基礎とする税金の額は、損益計算書の税引前当期純利益(又は損失)の次に、「法人税等」などの適切な科目をもって表示するものとされていることに伴い、税効果適用指針案[設例2]等の損益計算書の表示例についても、「法人税、住民税及び事業税等」から「法人税等」に改正することが提案されている。

ここで、当該損益計算書の表示例では、「法人税等」と「法人税等調整額」の合計額、すなわちいわゆる税金費用の合計額について「法人税等合計」として表示することが提案されている。この点、いわゆる当期税金の意味で用いられる「法人税等」と、税金費用合計の意味で用いられる「法人税等合計」について、「法人税等」という用語が異なる意味で用いられていることから、分かりづらい表現となっていると考えられる。

したがって、「法人税等合計」について、例えば「税金費用合計」(企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」第21項(8)参照)とするなど、表現の見直しをご検討いただきたい。

#### 質問5(住民税(均等割)、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)の表示に関する質問)

住民税(均等割)、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

特に住民税(均等割)の表示については、法人税等会計基準における現行の取扱いと異なることとなりますが、ご意見があればご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

#### 4. 住民税(均等割)の表示区分

(コメント)

住民税(均等割)の表示区分について、損益計算書の営業外費用の表示区分に表示するケースについて、どのようなケースを想定しているのか、結論の背景において補足いただきたい。

(理由)

法人税等会計基準案第 18-2 項では、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）とともに、住民税（均等割）について、損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することとされている。

ここで、住民税（均等割）は地方公共団体内に事務所等を有する法人に対して資本金等の額及び従業者数に応じた均等額で課されるものとされており（法人税等会計基準案第 40-6 項）、売上原価又は販売費及び一般管理費として処理することは考えられるが、営業外費用として表示することは、通常想定されないと考えられる。どのようなケースを想定して、住民税（均等割）について営業外費用とする選択肢を取り入れたのか、結論の背景で補足することは、企業が適切な表示区分を選択する際に有用であると考えられる。

**質問6（受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の表示並びに親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの表示に関する質問）**

受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の表示並びに親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下にコメントする点を除き、同意する。

**5. 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の表示区分**

(コメント)

受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等のうち税額控除の対象となるものの税額控除を選択しない場合及び税額控除の対象とならない税額について、売上原価又は販売費及び一般管理費の表示区分に表示することを選択肢として追加した趣旨や、当該表示区分に表示する想定されるケースを、結論の背景において補足いただきたい。

(理由)

法人税等会計基準第13項では、受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、損益計算書の営業外費用として表示するとされている。

一方、法人税等会計基準案では、受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税

等のうち税額控除の対象となるものの税額控除を選択しない場合及び税額控除の対象とならない税額について、営業外費用のみならず、その内容に応じて売上原価又は販売費及び一般管理費の表示区分に表示することが選択肢として追加されている。

この点、当該税額について、売上原価又は販売費及び一般管理費として表示することを選択肢として追加した背景が、結論の背景において示されていない。例えば、持株会社など、受取利息及び受取配当金を営業収益等として表示している場合には、当該税額を売上原価又は販売費及び一般管理費として表示することが考えられるが（第550回企業会計基準委員会審議事項（4）-3 第16項参照）、どのような趣旨及びケースを想定して、この選択肢を追加したかを結論の背景で明らかにすることは、企業が適切な表示区分を選択する際に有用であると考えられる。

したがって、当該税額について、売上原価又は販売費及び一般管理費の表示区分に表示することを選択肢として追加した趣旨や、当該表示区分に表示する想定されるケースを、結論の背景において補足いただきたい。

#### 6. 親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものに関する表現の見直し

（コメント）

「親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの」について、「親会社及び国内子会社」を「国内会社」とすることをご検討いただきたい。

（理由）

法人税等会計基準案第2-2項（4）では、課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものとして「親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの」が示されている。

しかしながら、親会社に該当しない（子会社が存在しない）会社が、在外支店において外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものが生じる場合が考えられることから、「親会社及び国内子会社」を「国内会社」とすることをご検討いただきたい。

#### 質問7（税効果会計の対象となる税金及び法定実効税率の定義の見直し等に関する質問）

税効果会計の対象となる税金及び法定実効税率の定義の見直し、並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率の定め文言の見直しに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、税効果適用指針案の設例に関する提案に同意しますか。同意しない場合に

は、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問8（実務対応報告第42号案における記述の見直し等に関する質問）

実務対応報告第42号案における記述の見直しに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、実務対応報告第42号案の設例に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問9（キャッシュ・フロー計算書における住民税（均等割）の取扱いの見直しに関する質問）

キャッシュ・フロー計算書における住民税（均等割）の取扱いの見直しに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問10（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

特に住民税（均等割）に関して、適用初年度の比較情報について新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないとする経過措置について、ご意見があればご記載ください。

同意する。

#### 質問11（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

#### 7. 税効果適用指針案の「課税所得」と「課税対象利益」の整合性 (コメント)

企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）第28項等における「課税所得」の用語が、本公開草案における「課税対象利益」と同じ意味で用いられていることを補足する必要があるかご検

討いたきたい。

(理由)

法人税等会計基準第 5-4 項ただし書きでは、同第 5-2 項に従って、純資産の部の株主資本の区分に計上する又は純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上する課税対象利益を基礎とする税金の額について、「課税所得」が生じていないことなどから法令に従い算定した額がゼロとなる場合の取扱いを定めている。

一方、法人税等会計基準案第 5-4 項ただし書きでは、「課税所得」から「課税対象利益」に改正することが提案されている。ここで、税効果適用指針第 28 項では、子会社に対する投資の一部売却後も親会社と子会社の支配関係が継続している場合における親会社の持分変動による差額に対応する法人税等相当額についての売却時の取扱いを定めており、資本剰余金から控除する法人税等相当額は、売却元の課税所得や税金の納付額にかかわらず、原則として、親会社の持分変動による差額に法定実効税率を乗じて計算するとされている。

この点、税効果適用指針第 28 項等における「課税所得」は、法人税等会計基準案第 5-4 項における「課税対象利益」と同じ意味で用いられていると考えられ、これらの用語が同じ意味で用いられていることを補足する必要があるかご検討いただきたい。

#### 質問12 (補足文書 (案) に関する質問)

補足文書 (案) に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。
-----------------------------------

同意する。

以 上